

この工事は、

「佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、

## 最低労働賃金単価が 定められています！

佐賀市では、市長が発注する工事請負契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図ることを目的とし、「佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を平成25年6月3日より施行しています。

要綱に関する詳細な内容は佐賀市ホームページ  
《 <https://www.city.saga.lg.jp/main/4248.html> 》を  
ご覧下さい。

【問い合わせ】

佐賀市契約監理課 0952-40-7152

## ◎最低労働賃金単価一覧

要綱に基づき、職種ごとに定める1時間当たりの最低労働賃金単価については、下記のとおりです。

建設工事 最低労働賃金単価（単位：円／1時間当たり）			
職 種	最低労働賃金単価	職 種	最低労働賃金単価
特殊作業員	2,570	橋りょう世話役	4,170
普通作業員	2,070	土木一般世話役	3,180
軽作業員	1,650	高級船員	3,610
造園工	2,540	普通船員	2,980
法面工	3,050	潜水士	4,690
とび工	2,810	潜水連絡員	2,950
石工	3,380	潜水送気員	3,050
ブロック工	2,940	軌道工	4,010
電工	2,840	型わく工	3,060
鉄筋工	2,950	大工	2,950
鉄骨工	2,680	左官	2,930
塗装工	3,020	配管工	2,600
溶接工	3,020	はつり工	3,030
運転手(特殊)	3,120	防水工	2,990
運転手(一般)	2,530	板金工	2,920
潜かん工	4,060	サッシ工	3,720
潜かん世話役	4,970	内装工	3,100
さく岩工	3,980	ガラス工	3,060
トンネル特殊工	4,590	ダクト工	2,550
トンネル作業員	3,310	保温工	2,830
トンネル世話役	5,110	設備機械工	2,960
橋りょう特殊工	3,480	交通誘導警備員A	1,820
橋りょう塗装工	3,700	交通誘導警備員B	1,610

令和8年3月20日以降